

# 令和4年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年3月9日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日                    令 和 4 年 3 月 9 日

招 集 の 場 所                    芸 西 村 役 場 議 場

開 会 時 間                    午 前 9 時 00 分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	西 笛 千 代 子	○	2	岡 村 俊 彰	○	3	岡 村 興 樹	欠
4	伊 藤 宏	○	5	仙 頭 一 貴	○	6	安 芸 友 幸	○
7	小 松 康 人	○	8	松 坂 充 容	欠	9	宮 崎 義 明	○
10	池 田 廣	○						

地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り、説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 ・ 氏 名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
総 務 課 長	都 築 仁	会 計 管 理 者	恒 石 浩 良	健 康 福 祉 課 長	山 本 裕 崇
産 業 振 興 課 長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	松 本 巧	企 画 振 興 課 長	池 田 加 奈
教 育 次 長	佐 藤 大 輔				

※ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 拡 大 防 止 対 策 と し て、課 長 級 以 上 の 出 席

職 務 と し て 出 席 し た 者 の 職 ・ 氏 名

議 会 事 務 局 長	藤 川 薫
-------------	-------

## 【議事の経過】

令和4年3月9日（水）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 《諸般の報告》

#### ○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。3番岡村興樹君、8番松坂充容君より欠席届が提出されており、欠席となっております。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。2番岡村俊彰君。

#### ○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。2番の岡村俊彰です。通告に従いまして一般質問をします。現在、村道桜ヶ池線の小学校北側の土羽部分に防草シートが施工されています。施工後に沿線の農家に感想を聞いたところ、土が落ちてこなくて雑草も生えなくて、おおむね好評のようです。また、県道羽尾琴浜線の役場より南方面も、数年前に防草シートが施工されていますが、雑草も生えなくて通行しやすいです。

私のハウスも村道桜ヶ池線沿いにありますが、雑草が生えると害虫の発生源となるので、年に数回は草刈りや除草剤を散布して自主管理をしています。しかし、それは自分のハウスの周りだけなので、風が吹くと近隣の雑草から害虫が飛んで来る可能性もあります。

毎年、主要な村道では地元業者により、年に1、2回の草刈りが行われていますが、草刈りの時期によっては雑草が大きく伸び、場所によっては通行に支障をきたすこともあると思います。特に、村道桜ヶ池線では、歩道に雑草が覆いかぶさり通学の児童・生徒の通行が困難な場面も見かけます。

それに、雑草が生えているとゴミのポイ捨ても多くなるように思われ、村内の環境美化にもつながるのではないのでしょうか。

以上のような観点から、村として村道の土羽部分に防草シートを順次施工してはどうかと思いますが、村長の見解をお伺いします。

#### ○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

#### ○ 松本 巧 土木環境課長

おはようございます。岡村議員のご質問に対しまして担当課からの村道の管理に関するお答えをさせていただきます。村道の雑草対策についてですが、毎年、村道維持管理の予算の中で主要な村道を七つの工区に分けて年間2回の草刈り作業を行っております。

2回の作業では、かなり伸びた状態となっている時もありますので、回数を増やすご要望をいただくこともあります。予算に限りのあることや毎年必要な経常経費となりますので、一定の予算の中で対応を行っているところであります。

また、村内各地区の小さな村道等につきましては、地域の方々や部落会などが草刈りを行う場合には補助金を出して支援しているところですが、その活動も住民の減少や高齢化などによりまして難しくなってきたのが現状であります。

また、部分的な対応につきましては、土木環境課の会計年度任用職員の作業員が草刈りをする場合もあります。

ご質問にあります小学校北側の防草シートにつきましては、議員も申されますように道路法面から下側の水路に土砂が流れて水路内にたまるので何とかしてほしいというご要望がありましたので、今年度試験的に防草シートを張ることといたしました。雑草が生えることを防ぐことと、土砂が流れることも防止できるため一定の効果が確認されておりますが、今後、どれ位の期間効果を維持することができるか検証が必要であるものと考えております。担当課からは以上です。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。岡村俊彰議員からは村道への防草シートの施工につきましてご質問をいただきました。村としての村道の維持管理の観点から担当課長がお答えさせていただきましたけれども、議員ご承知のとおり、芸西村では周辺に農地など多いことや気候条件などからも雑草が繁茂しやすい環境でございます。このため、主要村道におきましては、業者への発注によりまして草刈り作業を行って日常的な維持管理に努めているところで。

道路に雑草が伸びた状態で放置しますと、議員も先ほどご指摘がありましたように景観の悪化、視認性の悪化から事故の原因になることに加えまして、害虫の発生、そしてゴミの投棄などの周辺への悪影響を及ぼす原因となってきます。それを未然に防ぐためにも、適正な管理に努めていくことが重要ですが、何分先ほど担当課長が申しましたように、道路維持の予算には限りもありますので年間の全体的な維持経費の中で財源的な面も考慮した上で、効果的な対策を行っていくということが必要であると考えております。

ご指摘の雑草対策に関しましては、通学路を中心に多くの要望が寄せられております。これまでは、草刈りのみの対応を行ってまいりましたが、一定期間その効果が見込める防草シートの設置について、今一度好評であるということであれば、来年度も引き続きシートの設置を検討していきたいと考えております。

ただ、草刈りと比較いたしますと費用的にはかなり高額になりまして、防草シートの価格帯にも幅がございますので、どのような防草シートであればおおむね何年ぐらゐの効果期待できるのか、その費用対効果を検証していくことも必要かと思っております。現状では、自主財源での対応となりますので、通学路とか危険な場所から優先した対応を行っていかざるを得ないと思っておりますので、この点をご理解を賜りたいと思います。また、継続的な取り組みにつなげるためにも補助事業の活用の可能性がないかどうかについても合わせて模索をしてみたいと考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長  
9 番宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

9 番宮崎です。通告に従いまして、津波災害警戒区域について質問いたします。県は沿岸 19 市町村で津波浸水が想定されている全エリアを、南海トラフ法に基づき津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定することを決めました。平成 25 年改訂版芸西村防災マップにより浸水地域は既に周知されており、またゾーン内には避難計画の策定や訓練の実施義務が課せられた対象施設は 1 件しかありません。

先月、予定されていた県による浸水地域代表者などに対するイエローゾーン説明会はコロナ禍のために中止となりました。もし、開催されていれば浸水地域の住民にとっては単に指定され、防災意識の向上をただ聞かされただけの結果報告会だけかであったと思います。イエローゾーンの内容については、マスコミにも報道されましたが、説明会は今後開催されるのか、意識の周知徹底以外にどのようなメリットが考えられるのかお尋ねいたします。

現在、村の高齢化率を大幅に上回る地区があります。危機をあおり、さらに黄色のレッテルを貼られるとなれば、住民がさらなる不安を抱くようになります。時来る時まで、浸水地域に住むことが敬遠され、この地域は将来的に限界集落となってしまう恐れがあるが、何らかの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

次に、南海トラフが動くのは2038年頃と説く地震学者がいます。住民の津波に対する避難意識はあっても身体的機能の低下が著しくなってきました。東日本大震災から11年、さらにこれから十数年の歳月が過ぎればいろんな状況変化が考えられますが、地域の実情に沿った避難施設や場所、避難路、経路などの見直しを図るべきではないのでしょうか。

さらに叶木地区は国道南側全てが浸水地区となっております。そのため、避難場所は八幡宮となっておりますが、今後ますます高齢化が進むとなると、あの急峻な坂道を津波到達までの時間的猶予内に上りきる事ができなくなります。

宮城県では、津波発生時には盛り土で造成されていた高さ10メートルぐらいの休憩場所に避難された方々は無事であったと聞き及んでいます。現在では、盛り土による「千年希望の丘」が至る所に構築されているようです。千年とまでは望みませんが、浸水ゾーン内にこのような盛土工法による避難場所を造成することはできないかお尋ねします。

○池田 廣 議長  
都築総務課長。

○都築 仁 総務課長

おはようございます。宮崎議員の一般質問にお答えします。今回のイエローゾーン、いわゆる津波災害警戒区域の指定に関しましては、高知県南海トラフ地震対策課が主体となって進めていただいております。当村でも1月20日に県の説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、延期させていただきました。今後の開催予定は県担当課との協議も必要ですが、4月以降でというふうに考えております。

なお、今回の答弁につきましては、県とも協議させていただいた内容となりますのでご了承ください。

高知県では、東日本大震災の発生前は約20%に留まっていた津波早期避難意識率が、震災後には約70%にまで上昇していましたが、その後は横ばいの状態が続いており、令和2年度の県民世論調査では65%にまで低下しているとのこと。東日本大震災から11年が経過し、津波からの早期避難の意識が薄れるなかで、津波災害警戒区域の指定を機に、改めて津波からの早期避難の必要性について考えていただく良い機会になればというふうに考えております。

警戒区域指定後には、「津波災害警戒区域図」が公示されるようになり、津波が建物に衝突した際のせき上げを加えた高さが詳細に分かるようになるため、避難行動の参考となることを期待しております。

また、警戒区域の指定後には、避難の実効性を高めるため、宅地建物取引業者は、警戒区域内に位置する物件を取引対象にする場合には、重要事項説明が必要になるほか、病院、学校、社会福祉施設では、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が必要となります。現在、芸西村において避難確保計画の作成が必要となる施設は、1施設と聞いておりますが、将来にわたって芸西村で暮らすにあたって、今後、新たに病院、学校、社会福祉施設が開業した場合には、避難確保計画の作成と避難訓練の実施により、津波から逃げるための体制を確保することができるようになることが期待されております。

次に、イエローゾーンに指定されれば、限界集落をつくることになりはしないかというご質問ですが、イエローゾーン、津波災害警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合でも、なんとしても命を守るため、津波から逃げる体制を強化し、津波に対して安全な地域づくりを進める目的で指定される区域であります。

津波防災地域づくりに関する法律の目的は、「津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波から生命と財産を守る」とされており、法律の趣旨にのっとり、地域が存続できるよう進めていくために必要なものだというふうに認識しております。

次に、対策の見直しについてのご質問ですが、芸西村津波避難計画は平成27年に策定しており、この計画の策定にあたり、各地区の自主防災組織の協力のもと、津波避難場所や避難路などを設定しております。計画策定から約7年が経過し、高規格道路の工事や避難訓練の実施に伴う避難路の見直しや議員ご指摘のよう

な住民意識やさまざまな環境の変化なども想定されますので、今後必要に応じた見直しを行っていきたいと考えます。その際には、自主防災組織をはじめ、地区の議員や部落長などにもぜひご協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、新たな避難場所のご提案についてですが、まず、高齢化や体が不自由なことにより避難に時間がかかることや途中経路に迷ったりすることは、当然想定されます。その対策の一つとして、個別避難計画があります。これは避難の際に何らかの支援が必要な方を対象に、一人ひとりの状況に応じた避難計画を策定するもので、同意が得られた方から順次策定しております。

また、平日頃から避難訓練を実施し、自宅等からの避難経路や避難に係る時間などを把握しておくことも重要です。

今回議員からご提案いただきました新たな避難場所として、盛り土による避難場所が設置できないかということですが、村が避難場所として指定するには、避難に適した設置場所や、どの程度の高さ、規模、構造などが津波に対して有効であるのかなど、専門的な計算も必要になってきますので、今後県や他市町村と情報交換しながら、津波避難計画の見直しにあたっての課題の一つとして、引き続き検討していきたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長  
9 番宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

再質問をさせていただきます。説明会の開催がということでございますが、これは南海トラフをとこのことを知っていただいているが、もう既にこれは平成 23 年に公布されているものでございます。その中に、国は都道府県知事に津波災害警戒区域を指示いたしまして、知事が指定をすることとされております。また、知事はあらかじめ市町村長の意見を聞かなければならない。これは法律で決まっております。ただ、住民を交えて、住民に説明をせよという報告はなかったような気がいたします。ですから、もう既に決まった法律でございますので、いわゆる村長がですね、意見を聞いて、村長以外でも村民を代表する議員さんとを交えて行えば、ただそれでいいのではないかというふうな気がいたします。

また、盛り土については、市町村においてはですね、津波避難計画策定指針では、明らかになった課題や社会条件の変化に応じて定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要であるとあります。

叶木の浸水地域で海拔が一番高い場所は墓地になっておりまして、また、ここを整備することは非常に無理があります。次に高い場所が約 11 メートルの防潮堤であります。最大規模の津波は 14 メートル、到達時間は 14 分が予想されており、第 1 次避難場所や避難施設へは車両で、車で避難するしかありません。しかしですね、さらに高齢化するとすると、免許の返納者が多くなり、車両保有者の減少が考えられます。最悪の場合を想定すれば、やはり身近な場所に高台を造成しておけば、遠方へ避難することができない人々に役立つのではないのでしょうか。また、高台を避難場所と指定すれば、法や省令による強度や工法、さらに設置責任など難しい問題が発生するので不可能になる恐れもあります。仮に、地元が盛り土による公園整備をすれば、土地管理者の許可をいただける可能性があるのかお尋ねします。

○ 池田 廣 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

再質問にお答えします。まず、1 点目の説明会につきましては、県の考え方になるんですけども、説明会を希望する市町村は手を挙げて下さいというふうな問い合わせがありました。村としては、ぜひその説明会をして、住民の方にも一定周知をした上で指定をして下さいというふうにお願いをしましたので、今回説明会の段取りをさせていただいたところですが、あいにくコロナの関係で説明会は延期というかたちを取らせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

もう 1 点ですが、津波の想定についての誤解があってはけませんので、まず説明させていただきます。当村の最大規模の津波は 14 メートルですが、想定では沿岸部の一部のみであり、和食浜地区の最大浸水予想

は5メートルから10メートルというふうな予想です。また、浸水深30センチの津波が沿岸部に到達する時間が、およそ20分以内ということで想定されているところです。

この想定では、和食浜地区の住宅地への浸水は、赤野川からの流入による浸水が想定されており、速いところでも約30分程度の猶予があるというふうに考えられております。

先ほども申しましたが、加齢や身体の状態、災害発生の時間帯により、避難に時間がかかることは予測されますので、逃げ遅れた方のために沿岸部へ津波避難タワーを3カ所設置しております。地震が起きたら、まず安心安全な津波避難場所へ逃げるのが最優先と考えます。

議員のご提案の盛り土による公園整備につきましては、土地所有者の許可が得られたとしても、個人や地域で整備できる規模や構造で、安全が確保できるかは不明でありますので、村としては避難場所に指定することはできないというふうに考えます。

また、許可が得られるかどうかにつきましては、具体的な場所などにより、問い合わせ先は違いますので、この場での答えはできかねますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

宮崎議員からは津波災害警戒区域、イエローゾーンについてご質問をいただいております。まず担当課長からご説明申し上げましたが、今回のイエローゾーンに関しましては、「津波防災地域づくり法」に基づく津波災害警戒区域などの指定に向けまして、高知県が策定した「高知県津波災害警戒区域等の指定基準」に基づき指定をされたというものであります。

その指定基準は、高知県が平成24年に公表した最大クラスの津波による津波浸水想定区域が基本とされておりまして、本村でもそれがそのまま反映されたものであると理解をしております。

では、なぜ改めてイエローゾーンとして指定が必要かということですが、先ほど課長からの答弁にもありましたが、住民意識の低下や指定されたことによる避難確保計画の作成、不動産売買契約などの際の説明などが必要となっておりまして、警戒区域の指定を機に、改めて津波からの早期避難の必要性について考えてもらいたい、そのことによって少しでも危機意識の低下を防いでいきたいというのが、大きなその趣旨だと認識をしております。皆さん、それぞれに例え警戒区域でありましても、住んできた土地には大変な思い入れや、愛着があり、高齢になってもそこに住み続けたいという気持ちは、私も含めまして多くの方が共有をしていると思います。しかし、ひとたび津波がくれば、まずは安全な場所に避難する、それぞれが自分の命を守ることを最優先することが大前提となっております。そうした時に備えて、今後も訓練や工夫を地道に重ねていくことが大事という意識を持ち続けていまいしょうというものですので、村としましても、こうした意識の維持、向上に最大の努力を続けてまいります。そして、今後も、それぞれの地域にお住いの皆さんが将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを進めてまいりますので、議員の皆さんからもご助言を賜りたいと思いますので、改めてお願いを申し上げます。

それから、もう一点、盛り土による新たな避難場所のご提案についてですが、ご存じのとおりコンクリートの津波避難タワーは、数十年後には老朽化し、耐震性や耐浪性の維持には必要な管理がまた出てまいります。そういった意味では、盛り土による避難施設の建設も選択肢の一つとしてはあり得ると思います。しかしながら、先ほど課長から説明がありましたように、単に盛り土の方法ひとつ取りましても、さまざまな規模や構造が考えられます。地震・津波に対する耐久性についても専門機関での検証が必要でありまして、場所の問題や、避難対象区域や補助事業の活用など、実現には多くの課題がありますので、今後の研究対象とさせていただきます。

また、公園整備をする際に、土地管理者の許可が得られるのかどうかというご質問ですが、議員ご承知のとおり、当村の沿岸は、保安林としての松林がございます。仮に盛り土の候補地が保安林の一部であれば、県の担当課との協議が必要となります。また、和食浜地区の土地の所有は、国、県の所有が大変多くありますので、場所によっては国、県双方との協議が必要となっております。具体的な場所が特定されれば、防災対策としての可能性を協議することは可能と思いますが、公園整備としての目的での協議につきましては、担当課長答弁がありましたように、さらに慎重に整備を行う必要があるのではないかと考えてお

ります。なお、議会のこの時間では限りがありますので、地域の実情につきましては、より深く協議をさせてもいただきたいと思っておりますので、改めて担当課のほうにもお声がけをしていただきますようによりしくお願い申し上げます。以上です。

○ 池田 廣 議長  
5 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。5 番仙頭です。通告書に従いまして、2 点質問いたします。まず、最初に村営住宅の管理についてお聞きします。これは、ハード面ではなくソフトの部分ですが、昨年 12 月に村営住宅で独居の方がお亡くなりになっていたようです。数日たってからの確認ができたようですが、その経緯をお聞きします。また、そのことで改善点や新しい取り組み、見直したことがあるかをお聞きします。

次に、懲戒委員会についてお聞きします。12 月議会の質疑の答弁で、懲戒委員会という言葉が出てきました。懲戒委員会とは何か。その内容をお聞きします。

○ 池田 廣 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。仙頭議員のご質問に、村営住宅の管理について担当課のほうからご質問にお答えしたいと思っております。昨年、12 月に入居者の方がお亡くなりになられた事故のことのご質問であるかと思っておりますけれども、申し訳ないですけれども、入居者のプライバシーに関わることのため、この場で詳細にお伝えすることは差し控えさせていただきますのでご了承ください。

また、どのような対応ができていたのかということですが、親族や連帯保証人からの通報でありませんでしたので、鍵を開けての確認することなどはできませんでしたし、単に留守で不在であったことも考えられたため、少し様子を見ることとしておりました。通報を受けた後、様子うかがいや、関係機関に相談などをおればよかったのかも分かりませんが、対応に誤りがあったとは考えておりません。

今後の改善点や見直しについてどのようにしたかということにつきましては、住宅への立ち入りの方法を大きく変更することは考えておりません。条例でも定めてありますとおり、管理上必要があると認められれば立ち入り検査を行うことも可能ではありますが、立ち入りについては入居者の承諾が必要となります。入居者にはさまざまな事情を抱えておられる方もおまして、別で生活している家族の方からの申し出であったとしても立ち入りを良しとしない方も中にはいらっしゃいます。

修繕などで立ち入る必要があった場合も、原則入居者等の同伴のもとに立ち入るなどの対応をしております。住宅管理者として施設の管理はしておりますけれども、入居者の日常の行動などは把握できませんし、管理者であるからといって、安易にカギを開けて立ち入ることは致しません。プライバシーの侵害や盗難の疑念を持たれることにもなりかねないためです。そのため第三者の立場の方から要望があったとしても対応しかねる場合があります。

しかしながら、管理上そのままにしておくことで施設に大きな損害や不利益が生じることがあると予見される場合は、すぐに対応する必要もありますので、見守りなどはできませんけれども、心配の声があった際には状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、今回の出来事を機に、警察などが入居者の把握ができるように、入居手続きの際に情報を提供することの同意書の提出をお願いしておるようにしました。また、他にも何かあった際の緊急連絡先をあらかじめ決めておくなど、対応方法については今後とも検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。担当課のほうからは以上となります。

○ 池田 廣 議長  
都築総務課長。



○都築 仁 総務課長

仙頭議員から懲戒委員会についてのご質問をいただきましたので、事務局であります総務課から概要について、説明させていただきます。なお、令和3年第1回定例会で、懲戒処分の概要について説明させていただいたこともありますので、内容については一部重複するところがありますのであらかじめご了承ください。

懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条に基づき行われるもので、公務員の服務上の義務違反に対して、公務組織の内部秩序を維持する目的をもってなされる行政上の制裁であり、戒告、減給、停職、免職の4種類がこれにあたります。

処分を行う権限を持つのは任命権者つまり村長で、その裁量によって、処分の種類・程度の判断がなされます。懲戒委員会の役割についてですが、当村の懲戒委員会は、委員長を副村長、委員は教育長、各課等の長ということでしております。

当村では、芸西村職員の懲戒処分の基準等に関する規程に基づき、副村長が委員長である職員懲戒委員会において、処分の種類・程度についての意見を提出し、村長が処分を決定しております。以上です。

○池田 廣 議長

5番仙頭一貴君。

○仙頭 一貴 議員

再質問いたします。答弁どうもありがとうございました。村営住宅につきましては、プライバシーにも関わることなので立ち入りをしないと、ごもっともな答弁だとは思いますが、今回のことで村の役場のほうにご一報をいただいた方は。

○池田 廣 議長

ちょっとごめん、仙頭君。マスク外して。

○仙頭 一貴 議員

すみません。

1回だけではなく、2度安否を心配して役場のほうに連絡をされているはずですが。これはですね、村民の方から行政のほうへ連絡があった時点で、その確認責任というのは行政のほうに移るのではないかと思います。またですね、家賃をもらっている以上、家主としての責任というものもあります。私は、このことに関しては、はっきりとしたマニュアルの必要性、マニュアルを作る必要があると思います。それにより、担当課であり、担当者がマニュアルどおりの確認を行い、そして個人の判断ではなく、担当者の負担を減らすこともできます。そして、人としても、亡くなって数日間放置されるということは、人間の尊厳というものにも関わってくると思います。柔軟な対応をとということなので、その辺も含めてよろしくお願いします。

次に、懲戒委員会のことですが、12月の質疑の答弁で、委員長である副村長から開催、懲戒委員会については検討しているというお答えをいただきましたが、それ以降ご返事をいただいておりますが、その件についてはどうなっているかをお聞きします。このことは、国庫金の返納という500万円を越す事態から、こういう質疑をさせていただいたんですが、私は公金公用物処理不適正というものにあたると思います。

それとですね、委員会自体が、委員長が副村長、各委員が教育長、各課長ということですが、普通に考えて庁内で起こったことを、庁内の人間だけで判断するということはちょっとおかしいんじゃないかと。やはり庁外の人の意見を参考にして、初めて判断できるものではないかと思いますが、その辺をどうお考えでしょうか。

○池田 廣 議長

吉永産業振興課長。

○吉永 卓史 産業振興課長

仙頭議員の再質問に、住宅担当課のほうからお答えいたします。通報された方は、複数回心配のお声をいただいたということでもありますけれども、住宅担当の担当者の者に聞き取り等は行っております。住宅担当

者の言い分としては、一度の通報があつて、午前中の、午前中というか一度通報があつて、その後はちょっと様子をうかがったら、見てみてはどうかというふうなことを答えたというふうに取り組みをしております。複数回通報した、こちらの担当者としては一度の通報を受けたということで、言った言わないという話をこの場でしてもあれかと思えますけれども、住宅担当課のほうとしてはそういった通報を一度いただいたというふうなことを、経緯を聞いております。

家主としての責任というふうなことでありますけれども、先ほども申しました、住宅の管理、施設の管理というものは、当然住宅の管理者としてそういった責任を負って、適正に住宅が使用できるような管理は当然必要となつてまいると考えております。

あとは、入居されている方の身体というか、日常のですね、行動などの管理はなかなか把握しかねますので、あくまでも住宅施設の管理者としましては、施設の管理に重きをおいて対応したいと思いますのですが、施設のほうに重大な問題が生じる可能性があれば、即座に対応する必要は当然あるかと思っておりますので、柔軟な対応は心がけて参りたいと思っております。

マニュアルを作ってみてはどうか、担当者個人の判断というか、1人で行動したりするのは負担が重いのではないかというふうなことでの質問かと思えますけれども、マニュアルとかルール作りというのは、つくるといふことは一つの方法だと思っております。しかし、さまざまなケースがあり状況は常に変化しているものと思われまふ。明確な基準を作ることは困難と思われまふ。近隣の自治体にも対処方法について問い合わせなどを行いましたけれども、特にマニュアルなどは設けてはいないようです。ただし、おおむね対応の手順などを決めて運用していることが分かりました。他の自治体の運用を参考に、対応の手順を定めるよう検討し、警察の協力を得られるようなことであれば、大きな力になりますので、協力をお願いしたいと思います。

また、対応については、1人の者で対応せず、複数の者で対応していきたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長

池本副村長。

○ 池本 尚彦 副村長

再質問にお答えいたします。12月議会で質疑のありました会計検査での指摘の件につきましては、担当課や事務局と協議を行っております。

その結果、故意または規定や職務上の義務違反などは認められておりません。公務員としての服務規律違反などは確認されませんでした。また、他の自治体や県にも確認を行い、懲戒委員会の開催事例には該当しないという判断をいたしております。

報告がないということですが、仮に懲戒処分が行われたといたしましても、村が定める公表基準に該当しない処分については、公表はいたしておりません。以上です。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

仙頭議員の再質問にお答えします。懲戒委員会の委員が役場の職員だけということで、それは問題ではないかというご質問だと思いますが、懲戒処分は、公務員の服務上の義務違反に対して、公務組織の内部秩序を維持する目的をもって職員に科する行政上の制裁です。

また、懲戒処分は、職員の「行為」に対して行われるものであるという性質から、客観的な事実確認がなされ、その事実に対して、公務の内部秩序維持の観点から、処分の可否が検討されます。

処分を行う権限を持つのは任命権者村長であります。その裁量によって処分の種類・程度が判断されます。

議員のご質問の外部の人を委員に入れるべきではないのか、意見を聞くべきではないかということに関しましては、当該公務員の行為における前後の勤務態度、懲戒処分の処分歴、処分が他の公務員及び社会に与える影響等、広範な事情を総合的に考慮してされるべきものである以上、平素から庁内の事情に精通し、部下職員の指導監督の任にあるものが適当であるとの最高裁判所の見解もありますので、各課長及び副村長が

処分について任命権者へ答申する現在の仕組みが妥当ではないかというふうに考えております。

なお、必要に応じて専門的な見地を伺う場合や事実確認等においては、意見を求めることができるというふうにしております。以上です。

○ 池田 廣 議長  
5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再々質問をします。村営住宅の管理のことですが、適正な施設の管理運営に重きをおいてということですが、それははっきり言って、民間の住宅であればその答弁でも十分だと思いますが、やはり村が運営する村営住宅というものに関しては、多少なりとも浪花節が入ってもいいものだと思います。人の情が必要ではないかと私は思います。あまり形式にとらわれずに柔軟に対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

懲戒委員会の件ですが、私は公表してくださいというわけではなく、検討するというお答えだったので、お返事をいただけるものだというふうに思っていただけです。この場で返事をいただいたので、その点についてはそれで構いません。ありがとうございます。

公務員の懲戒について、懲戒を与える対象者が仮に村長や副村長であった場合、僕は、課長さんは、やはりはっきりとしたことが言いにくいのではないかと。正直なところが言いにくいのではないかと。しかし、部外者の方であれば、その辺の判断を公平にと言いますか、何も情が入らずにできると思いますので、今回庁外の人を入れる必要があるのではないかというような質問をさせていただきました。以上です。

○ 池田 廣 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

仙頭議員の再々質問にお答えしたいと思います。住宅管理でいくと、民間の住宅やったら私の、課長の答弁でもいいかというふうなご意見いただきましたけども、村営住宅であっても住宅の管理については、民間であろうと、村営住宅であろうとそんなに大きく違うものではないと基本的には考えております。

村営住宅は、住宅に困窮している者を一番の要件としており、単身の方であっても60歳以上の方の入居を認めております。その辺の、いうたら住宅の困窮度によって住宅に入居できるというふうなあたりでいくと民間との大きな違いであろうかと思えます。所得の少ない方でも入居が可能であって、村が管理しているため安心して暮らせるのではないかというお考えでもあろうかと思えますけれども、基本的にはそういった考えのもと運営しているものと考えております。

ただし、こういった単身の方が暮らしていただいている状況も考えますと、当然、杓子定期的な考えで運営しているつもりもありませんので、先ほども申しておりますけれども、柔軟な対応を心掛けてまいりたいと思っておりますのでよろしく願います。

○ 池田 廣 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

ちょっと私のほうの説明不足で勘違いされていたらいけないので、ちょっと補足させてください。懲戒委員会につきましては、あくまでも職員に対する懲戒委員会ということになります。仮にですね、刑事事件とか、悪質な事件とか、社会的影響の大きさなどから、任命権者である村長ないし副村長にまで責任が及ぶ場合も当然あり得ますが、議員の皆さまと同じ特別職には地方公務員法が適用されませんので、懲戒処分の規定はありませんので、それぞれのお立場、公職において、それぞれの立場で判断されるべきというふうに考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは村営住宅の管理についてと懲戒委員会についてご質問をいただきました。

村営住宅におきまして、入居者の方がお亡くなりになりましたことにつきましては、この場をお借りして、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、この事案を受けて、住宅の管理の在り方を問うご質問であったかと思えます。今回の件の顛末の報告は当然受けておりますけれども、緊急を要する案件として、警察も出動することになり、担当職員が対応にあたったわけですけれども、担当課長答弁にありましたように、当時の対応に関しまして、住宅を管理する側として何か明確な不備があった事案とは考えにくいものと認識をしております。

日本は既に、ご存じのとおり超高齢社会を迎えておりまして、一般的に民間のほうの賃貸住宅におきましては、単身の高齢者が住宅を賃借する場合に、健康上の不安等を理由に敬遠される事例があることが問題視をされてきております。村営住宅の入居の資格では、住宅に困窮している者を要件としており、単身者でありまして60歳以上であれば申し込みは可能でありますので、そうした方々に取りましては、村営住宅というの貴重な受け皿になっていると考えております。

とは言いましても、村営住宅でありましたら、村が入居者の日常の行動把握や、安否の確認を四六時中常に行えるというものではありませんので、入居者個人がお住いになる以上、自己の責任と管理の下で住宅を適切に使用していただくことが基本と考えております。

今後の対応等につきましては、担当課長答弁がありました。入居者を心配する情報があった際には、管理者としての守るべき法規法令、これを順守することは当然ではございますけれども、事案に応じまして関係機関と連携を取れるように柔軟な対応を心掛けるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、懲戒処分についてご質問をいただいておりますが、事務局担当の総務課長と、懲戒委員会の長であります副村長からのご説明がこのご質問の答弁だというふうと考えております。12月議会でも答弁させていただきましたが、行政運営上の全ての意思決定について最終的な責任が私にありますのは、当然のことです。副村長が答弁をいたしました。仮に職員に懲戒処分事案が発生をし、その内容が公務員に対する著しい信用失墜があり、社会に与える影響が重大であることなどを勘案して、必要な場合には当然上司である長の処分も発生しゆるむものであります。その際には、事案の重大性、また他の自治体の懲戒事案や長の処分事例などを懲戒委員会の事務局のほうで整理してもらおうことになろうかと思えます。いずれにしましても、懲戒事案の発生を限りなく減少させるよう、職員一丸となって努力をしまいたいと考えておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長  
6番安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番安芸友幸です。通告に従いまして村長と教育長に質問します。

1点目に、コロナ禍で村民のいのちとくらしをどう守るか村長の考えをお聞きします。高知県では3月6日、蔓延防止等重点措置が解除されたとはいえ、まだまだコロナ禍が収束するとは思えません。オミクロン株の拡大で、特に子どもの感染拡大と高齢者の重症化傾向が心配される毎日です。感染拡大や重症化を防ぐ有効手段として、ワクチンの3回目接種が始まりました。当村住民のワクチン接種状況、1回目、2回目、そして3回目の接種率はどうかお聞きします。

また、5歳から11歳接種が始まりますが、副反応が心配で接種を受けさせるべきか迷っている保護者もいます。接種のメリット、デメリット、家族や生活状況を考慮して冷静判断をと専門家は言っていますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

次に、経済的困窮世帯への村独自の支援についてお聞きします。国の臨時特別給付金として、18歳以下の子育て支援で子ども1人当たり10万円、そして住民税非課税世帯へ10万円が支給されることになり喜びの声を聞きます。これらの給付金は、年齢制限、所得制限の条件に該当していないと給付は受けられません。

しかし、私たちの生活はこのような条件では、計り知れないようなさまざまな家庭の状況や、事情があり支援を必要としている人もさまざまです。コロナ禍で仕事や所得が減少したり、働いても生活に困窮する、いわゆるワーキングプア層の人々への支援、生活が苦しい18歳以上の学生や若者の学びと生活支援、困窮している課税世帯への支援など、私たちは決まりで物事を処理するだけでなく、一人ひとりの暮らしや悩みに寄り添うことが大切ではないでしょうか。所得や年齢制限のボーダーラインを少々超えても、経済的に困っている人の実情に対し、村独自の方策はないのでしょうか。村長の意見をお聞きます。

2点目としまして、当村教育の充実と今後の展望について教育長にお聞きます。芸西中学校が高知県教育委員会より「教育研究実践表彰」を受賞しました。これはチーム芸西として教員と生徒が協力して、組織的な授業改善に取り組んだ成果が評価されたものだとして理解していますが、この教育実践のねらいと成果について、特に子どもたちはどう変わったかお聞きます。

2点目としまして、「チーム芸西」の取り組みを継続し広げ、保幼小中がチームとして村の特性を生かした教育の充実を図ることが重要だと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

3点目で、村長の施政方針で、各教育施設の再編、建て替えについて説明があり、当初予算でも基本設計と調査委託料の合計約3100万円が計上されています。長年、懸案であった認定こども園についても一言触れられました。いよいよ動き出すのかと期待しています。そして、1カ所へ教育施設を集めることで連携教育もさらに進むものと期待をしております。そこで最後に、建て替えについての目途と教育施設再編後当村の教育の展望についての見解をお聞きます。

○ 池田 廣 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。安芸友議員のコロナワクチンに関するものにつきましては、担当課のほうからお答えさせていただきます。当村の住民のワクチン接種率はどうか、1回目、2回目、3回目の状況はどうかということでございます。ワクチンの接種率につきましては、2月末現在で、12歳以上の対象者3331人に対しまして、1回目の接種を終えられている方が2933人で接種率としては88.1%、2回目の接種を終えられている方が2918人で接種率としましては87.6%となっております。3回目の接種を終えられている方は923人、これ2月末ですが、2回目の接種を終えられた方に対する接種者の割合としましては31.6%となっておりますが、今現在3回目の接種の対象者が2回目接種を終えられた18歳以上となっているため、実際の接種率としましてはもう少し上昇するものと考えております。

3回目接種の状況としましては、令和3年8月末までに2回目の接種を終えられている約2650人の方で、接種を希望される方に対しまして3月末までにおおむね接種を終えることができる見込みとなっております。

9月以降に2回目の接種を終えられている方に関しましては、新たなワクチンの供給を受け次第、できる限り早期に接種を終えることができますよう関係機関と協議を行いながら、引き続き接種を推進して行きたいと考えております。

次に、5歳から11歳の接種をどう考えるかについてお答えします。5から11歳の接種に関しましては、現在対象となる子ども約200人の保護者に対しまして、接種の意向調査を行っております。意向調査の結果を持ちまして、4月以降に個別接種で接種が行えるよう準備を進めています。11歳以下への接種に関しましては、現時点では接種の努力義務の規定は適応されてはおりませんが、希望される方が早期に接種が開始できるよう関係機関と協議を行っていくとともに、接種を受けないことによって差別的な扱いを受けることがないような周知広報も行っていきたいと考えております。以上になります。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

安芸友議員からの経済的困窮世帯への村独自の支援についてご質問をいただいておりますので、担当課として

お答えします。まず、今回の給付金につきましては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付されるものです。

安芸友議員からのご質問では、今回対象にならなかった世帯でも生活が苦しい方もいらっしゃるが、何か支援はできないかということですが、一つには今回の非課税世帯等に対する給付金で、令和3年度の住民税非課税世帯だけではなく、実質的に住民税非課税と同等の世帯、こちら新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がった世帯に対しても支給されることとなっております。対象となるのは令和3年1月以降の任意の1カ月の収入をもとに推計し、判定されます。申請手続きについても、できるだけ簡単で、迅速かつ円滑に給付が行えるような方法としております。当村では3月1日から申請受付を開始しているところです。

また、2つ目ですが、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、経常的に生活が困窮している、もしくは病気のため働くことができないなどの状況であれば、生活保護の申請も検討されるべきと考えます。その際には、生活状況など個別に判断されることとなりますので、まずは担当課へご相談ください。以上です。

○ 池田 廣 議長  
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員からは、芸西中学校の教育実践の取り組みと展望について3点ご質問をいただいておりますので、お答えします。1点目の教育実践とねらいの成果についてでございますが、中学校は議員もご存じのとおり教科担任制でございます。当村の中学校のような小規模な学校は、基本1教科1名の教員配置となりますので、同じ教科の教員同士で授業研究を行うことができません。そのような学校で組織的に授業改善を行うには、全教科に共通する取り組みの研究を行う必要がございます。そこで、芸西中学校では令和元年度から「教科間連携」の取り組みを行い、3つのチームを編成し、研究を始めました。翌2年度は、県の指定事業であります、中学校組織力向上のための実践研究事業・教科間連携型の指定を受け、研究を推進いたしました。2年度で県の指定は終了しましたが、3年度も引き続き自校の研究として「教科間連携」を継続して取り組んでおります。そして、「すべての生徒に居場所と学びを」を研究主題に据え、「教科共通の取組」を研究の柱とし、生徒が主体的に学ぶ授業づくりの研究から、確かな学力をつけることをねらいとして取り組んでおります。

成果につきましては、すぐに明確なものが見えてくるわけではございませんが、本年度の全国や県の学力調査では、全国や県の平均を超えている教科とそうでない教科がございます。確かな学力にはまだまだ課題はありますが、無解答率これが低く、子どもたちが最後までやり抜こうとする姿勢が見えてきました。

2点目の「チーム芸西」の取り組みを今後も継続し、保幼小中がチームとして村の特性を生かした教育を進めることが大切だと思いがとこのことですが、これにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。今回の中学校の教育研究実践表彰の受賞も、教職員の真摯に研究に取り組む姿勢はもちろんのこと、芸西村の地域と家庭が育てた素直で明るく真面目な子どもたちと、保幼小からの積みあげ、さまざまな教育課題に対する関係機関の支援、教育環境の整備など、まさに「チーム芸西」にあると中学校の校長とも話をしております。

現在、全県下で令和5年度にスタートするコミュニティ・スクールの設立に向け準備を進めております。通常は1校に1つのコミュニティ・スクールですが、芸西村では保幼小中がチームとして、保幼小中でのコミュニティ・スクールの設立しようとしており、準備委員会には保幼小中の校園所長が参加をしております。また、4年度からは、2年間の小中連携の県指定事業であります「中山間地域における特色ある学校づくり推進事業」の指定を受け、特色ある小中連携の教育の研究に取り組むにあたり、中学校3年生をゴールとする、子どもの育成を、保幼小中で連携して行うこととしております。そして、コミュニティ・スクールとリンクさせ、地域と家庭とともに、「チーム芸西」として子どもを育てたいと考えております。

3点目の村教育の展望につきましては、今後も引き続き、連携教育は大変重要だと考えております。その上で、老朽化が進んでおります教育施設も、保育所、幼稚園を建て替える際には、保育所、幼稚園が連携し

0歳児から5歳児までが一貫した保育・教育が受けれるよう、幼保一体型の認定こども園への移行を考えておるところでございます。小中につきましても、小中が連携した教育ができるよう研究を進めていけるように、4年度当初予算に集約を検討する予算を計上しているところでございますが、工期などにつきましては、設計が出てこないといつ頃に完成するということが分からないところでございます。以上です。

○ 池田 廣 議長  
6番安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

再質問をいたします。まず、1点目の困窮家庭のことなんですけれども、急変世帯の方そして生活保護の申請ということ、二つの事を言っていたいただきましたので、また何とか、広報などを通じたり、それから、また私も相談があった人にはまた言いたいと思います。私たち議員の仕事も村民の声を聞いて行政へ届けるということが大事な仕事だと思っておりますし、困っている村民が相談しやすい体制をつくっていただくということも、今度は行政の仕事だと思っております。なかなか生活が苦しいということは言えないと思います。村民の方がそういうことを、他の相談は割とフランクに言うても、生活の苦しさというのはなかなか言えないようで、私も相談される時に、匿名で電話がかかってくる。手紙も匿名できます。そういう村民の心情といいますか、状況を乗り越えて、やっぱり村民の方も、私自身がまだ相談するための信頼感がないかも分かりませんが、ざっくばらんに相談していただけたらと思うような状態ですけれども、ぜひ行政のほうも開かれた行政といいますか、村民が本当に困っていることを相談できるような体制とか、方法ですかね、そういうものも考えていただけたらありがたいと思います。

それから、教育のほうですけれども、私はやっぱり中学校のチーム芸西の取り組みを見せていただいた時から、村内に各1校しかない教育機関が連携するということの重要性をずっと考えてきましたが、ちょうど村長の施政方針で、教育施設を集めるということ、そして連携教育の重要性ということを言われましたので、やっとここまでたどり着いたんだなと、ぜひとも早く認定こども園のほうも進めていただけたらと思います。いつ頃完成するか分かんと言われても、やっぱり目途というものもいると思いますし、なるべく早く、この話が出始めてもう10年、認定こども園の話が出て10年くらいになると思いますので、子どもは待っていませんので、早くやっていただけたらと思います。やっぱりその中で、教育長が言われましたけれども、連携教育と同時に芸西の特性を生かした特色ある教育というのがとても大事だと思いますので、ぜひ大切にいただけたらと思います。以上です。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安芸友議員からはコロナ禍で村民の命と暮らしをどう守るかといったご質問をいただきました。再質問の中でワクチン接種の状況等のお問い合わせはありませんでしたけれども、せっかくですので、私の方からも補足的に説明をさせていただきます。3月2日の新聞報道で2月27日現在の接種率についての記事がありまして、1、2回目の接種は、県全体よりも高い接種率となっております。3回目の接種につきましては、3月末までに2回目接種を終えた方の75%を超える方への接種ができる体制が確保できております。今後も円滑に接種ができるように関係機関の協力を得ながら進めてまいります。

続きまして、コロナ禍における支援についてのご質問でありました。現時点での対応としましては、先ほど担当課長がお答えしたとおりでございます。ご家庭がどのように困っていらっしゃるのか、その経済的な困窮度というのは、それぞれ違いがあると思います。例えば、病気など何らかの理由で働くことができないといった状況であれば、しばらく日常的に、恒常的に困窮状態が続いていると思われまますので、こうした方には臨時交付金などの一時的な給付では、まず抜本的な改善策とはならないわけですから、何らかの他の制度で支援する方策がないかどうかをともに考えさせていただくためにも、ぜひ担当課のほうに、先ほど議員がおっしゃいましたように、ご本人が相談しやすいかたちを我々のほうもつくっていかねばなりませんけれども、そのようなかたち、どのようなかたちでも結構ですのでご連絡をいただければと、また一緒に考

えさせていただきます。と思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、教育長が答弁いたしましたことが、ほぼ全てでございますけれど、せっかく教育施設の設備につきましてご質問もいただきました。私も、議会の冒頭で述べさせていただきますけれども、社会が急速に、今進展しておりますので、そこで求められるのは村の未来を担う子どもたちに胸を張ってそのバトンを渡せるように、いろいろな基盤整備をしっかりと進めるべきではないかというようなことを述べさせていただきます。

先日、議員のほうにも説明をさせていただきましたが、児童数の極端な現状、今の小学校、中学校を建てた昭和50年、55年あたりからしますと、既に児童は六十数%で減っております。もう十年考えてみますと、これは科学的なデータがあるわけではありませんが、恐らく昭和55年当時からいくと75%を上回る減少になると思います。そうすると、当時からいくと4分の1になると児童が、そうなりますと当然今の中学校の校舎なんか見ても分かりますように、教室自体はそれほど、あの当時ほどはいらぬであろうということで、施設そのものが少しサイズダウンはできるのではないかなと思っております。

そうしたことで、今の小学校、幼稚園が建っている土地に、それぞれの施設を保育から中学校まで集約して配置することができるか、できないかというふうなことを検討をお願いするというものでして、その予算を新年度に盛り込んであるところであります。具体的な工期は、なかなか現時点で申し上げるわけにはいきませんが、なるべく早く目途をつけていきたいと考えております。

それから、なかなか入れ物が新しくなりまして、中身が伴っていないと駄目だと思いますので、その点につきましても、教育内容につきまして、教育委員会中心に学校の先生方とも膝詰めで協議をさせていただきながら勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 池田 廣 議長

1 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

1 番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。芸西青果市場南の村道春田屋敷線は、現在用水路に蓋をしている部分と蓋をしていない箇所があります。朝の通勤時間帯に、この道路は、国道の渋滞もあり、村内の職場への通勤、また役場職員の駐車場もこの沿線上にあり、交通量がとても多い現状があります。また、道幅が狭い箇所があり相互通行ができないために、地元住民も大変不便を感じているという意見も聞いております。子どもたちの通学路にもなっており、登下校時と重なる時間帯になるので、学校に安全に通学するためにも用水路に蓋を設置し、道の拡幅はできないでしょうか。

また最近、旧県道の交差点での事故が大変多いように感じます。道路標識、道路に止まれの表示があるのにも関わらず、一時停止義務違反による東西道路と旧県道を通る車での出会い頭による事故です。旧県道と村道が交わる交差点における東西の道路での車の通行量が多いのは4カ所です。その内1カ所は続けて事故が起こっています。どの事故も幸いなことに人が出ていませんが、子どもたちの通学時間帯に事故が起こり得ると考えます。朝の通勤時間帯で郵便局南の交差点には、渋滞した国道から迂回して、また国道へ出ようとする車が大変多く、私も何回か一時停止を行わない車にひやっとした経験があります。道路標示が消えかかっていることも原因の一つとなっていると考えます。村民が安心安全に暮らすためにも、早急に道路標示の塗装やもっとインパクトのある道路標示などの対策がとれないかと考えます。

以上、村道の拡幅工事と安全対策について村長のお考えをお聞きいたします。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

西笛議員の春田屋敷線沿の拡幅に関するご質問に対しまして担当課からのお答えをいたします。芸西青果市場南の村道春田屋敷線につきましても、議員のご質問にもありますように、学校や職員駐車場もあり交通量の多いところですが、道路幅が狭い部分が多いため、車の行き違いにも支障があるなど、ご不便をお掛けしているところです。



また、最近では国道の渋滞を避けるため、迂回路として通行する車も多くなっていると推測され、近年はさらに通行量が増えているのではないかと考えられます。

以前より拡幅に関するご要望はお聞きしているところですが、ご質問にあります全ての区間で蓋かけをすることにつきましては、技術的には可能であると言えますが、実際に工事を行うとなると多くの問題点が考えられます。

理由といたしまして、水路の擁壁部分の幅が狭いため、車の重さに耐える強度の路面を受ける部分の工事が現状の用地の中では難しいことに加えまして、水路のすぐそばまで建物が迫っている所が多いため、用地を広げることができないこと。また、水路を外側に広げる余裕がないため、水路の内側の擁壁部分を厚くすれば可能かもしれませんが、その場合には水路の排水機能が大きく低下してしまう問題などもあります。

現状では水路の上を道路として使用している部分や水路奥の土地への乗り入れ口として水路の上を伏せている部分もありますが、村が管理する村道となりますと、大型車の走行も想定した道路整備を行う必要があり、そのためには、現行の設計基準に基づく強度を確保した安全な道路とすることが重要であり、補助金の交付の要件ともなってきます。

水路を伏せるだけですと、一見、簡単にできるように思われますが、現行の用地幅や周辺の状況、水路の排水能力の維持や設計基準の順守などの要件を満たした中で、村道として整備するには多くの課題が残るのが実情であります。しかしながら、現状の不便な状況もありますので、対応できる方法がないか引き続き検討していきたいと考えております。

○ 池田 廣 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

担当課より西笛議員の村内の交差点の安全対策についてのご質問にお答えします。西笛議員のご質問のとおり旧県道の和食・馬ノ上線と芸西青果市場南の村道春田屋敷線が交わる地点や、桜ヶ池線との交差点においては、特に車両の交通量が多く、交通事故が増えております。村民の方からご心配の声もいただいておりますので、消えかかっている一時停止の路面標示の塗り替えについては、交通規制の管理者である安芸警察署に既に依頼をしているところですが、時間がかかっているのが現状です。村の対策としましては、交差点付近への注意喚起の看板設置や、速度抑制に効果のあるハンプなどの物理的デバイスの設置、西笛議員ご提案の路面のカラー塗装や標示などが考えられます。予算が伴いますので、時期的にははっきりと申し上げられませんが、早々に安芸警察署と協議を行い、効果的な対策の実施に努めてまいります。

○ 池田 廣 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは市場南側の村道の拡幅工事と安全対策についてご質問をいただきました。市場南側の村道拡幅につきましては、先ほど担当課長の答弁にもありましたように、全体での実施となりますと、重量のある車両の通行に耐えうるような構造を考えた場合の技術的な問題点、先ほどそれは課長が申し上げました。あるいは、また用地の問題が出てまいります。また、建物がすぐにありますので、そちらのほうの影響になった場合には、当然移転補償といった点まで考えますと、場合によっては大変事業規模も大規模なものになることが予想されますので、すぐさま全体的な構造を何か改めていくということはなかなか難しいものではないかと考えますが、現段階では検討していきますというような回答とならざるを得ないところであります。しかしながら、通行車両も多い上に車の行き違いに支障をきたしているというような状況は、私も日常的に現場を見て、よく分かっておりますので、部分的に待避所的なスペースを設置する方法がないか、あるいは道路としては難しいとしても歩道として整備はできないかなども含めまして、総合的に検討させていただきたいと考えております。

それから次に、交差点などの道路標示の安全対策についてご指摘がありました。国道渋滞の迂回路として国道北側にもどんどん車が流入して、大変車両の通行が増加をしております、村内の交差点でのさらなる

安全対策の必要性を私も強く感じております。企画課長の答弁にありました場所のほかにも、郵便局の南側でありますとか、芸西オルソクリニックの南の村道との交差点なども含めまして、危険性の高い場所から効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。一時停止の路面標示の塗り替え等につきましては、早急に対応いただけるように、再度安芸警察署に申し入れを行ってまいります。よろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長  
1 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

松本担当課長のほうからは、詳しいご説明ありがとうございました。なかなか、やはり難しいなという気持ちはありますけれども、やはり困っているのは住民ですので、住民がいかに快適に暮らせるかっていうことも考えていかなければならない。それから、先日もあそこで接触事故があったりしてますので、やはりかなりの事業規模にはなるかとは思いますが、村長にも前向きな考えをもっていただいて善処していただきたく思います。

それから池田課長のほうからもご意見いただきましたけれども、前々からずっと警察のほうには、文野駐在のほうからも要請をしているらしいですけれども、ただ、それが速やかに行われないうことによって、やっぱり事故が多発しているという傾向がありますので、これからですね。警察署のほうから許可が出れば芸西村内である程度までの塗装ができるということをお伺いしていますので、村民の安全を守る上でも、自ら芸西のほうでも予算を取っていただいてしていくことが大事かなと思っていますので、これからまたよろしくお願いたします。以上です。

○ 池田 廣 議長  
答弁はありますか。

○ 西笛 千代子 議員

いいです。ありがとうございます。

〔議席にて発言〕

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

〔10：39 散会〕